

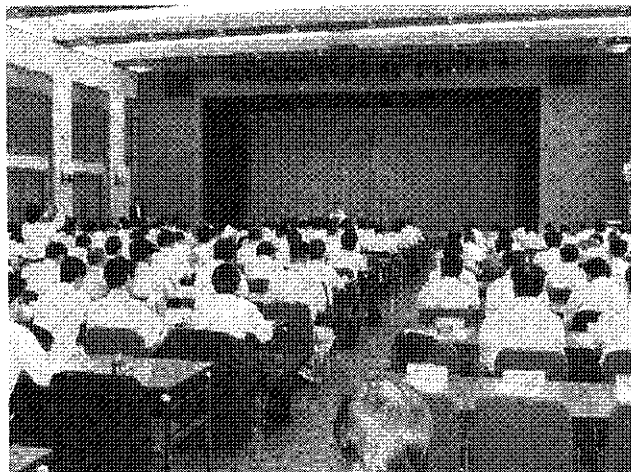
環境省が全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議

法改正の周知を要請

独自規制見直しなども要望

環境省は25日、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議（写真）を都内で開催し、全国の自治

体で廃棄物処理法の改正内容についての事業者、排出事業者への周知などを要請した。また、産廃



処理業の許可申請手続きにおける統一様式の利用や、条例などの独自規制で廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、法に定められた規制を超える要綱等の運用に関し必要な見直しを行なうことなどを呼び掛けた。

廃棄物処理法の改正では、特に誤解が生じやすいとされる建設廃棄物の処理責任を元請業者に一元化することについて、二下請負人に対して基準等を適用するために一部下請負人を排出事業者とみなしているが、その場合であっても、元請業者が排出事業者責任を負うことと変わらない」と

説明した。また、同様に条文が分かりづらいときや、欠格要件の見直しについても説明した。

中央環境審議会の処理制度専門委員会の議論の中でも出ていた、産廃処理業の許可事務についても言及。「事務の効率化および申請者の負担軽減の観点から、申請手続きにかかる書類を都道府県間で統一することが不可欠。従前から示している標準様式に統一してほしい」とした。また、住民同意や流入規制などの地方自治体独自の対策については、行過ぎた運用がある場合は見直し、適切に対応するよう求めた。

平成 22 年 6 月 30 日

環境新聞